

成年後見制度中核機関を ご活用ください

親族の
申し立て
支援

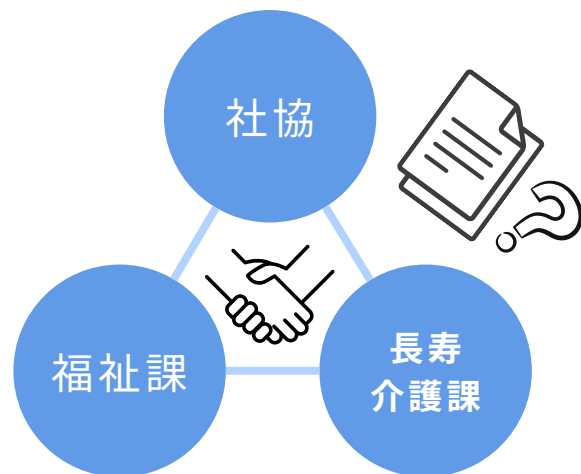
受任者
調整

後見人
支援

研修企画
専門職相談

権利擁護全般に渡る相談・支援を 専門職チームでサポートします。

成年後見制度の利用相談だけでなく、現在やこの先の困りごとから、高齢者・障害者虐待などご本人を中心とした権利擁護の支援体制について、社会福祉協議会と市福祉課・長寿介護課が三者一体となって支援を行います。



ご利用者の声



親族申し立て
(長男の立場)

申し立てまでの手順や方法、必要書類の案内まで親身に対応してもらい、とても心強かった。



受任者調整
(ケアマネジャー)

ご本人に適切な後見人について悩んでいたが、チーム支援にて適切な候補者を選定してもらえた。



後見人支援
(社会福祉士)

選任後の意思決定支援や困難事案発生時に中核機関チームが継続して関わってもらえるので安心。

韮崎市成年後見制度中核機関

韮崎市社会福祉協議会【代表窓口】

所在地：407-0037 韮崎市大草町若尾1680番地

相談受付時間：平日8時30分～17時15分



0551-22-6944

市役所窓口でも相談を受け付けています

韮崎市 福祉課 (障がい者支援)

0551-22-1992 (直通)

韮崎市 長寿介護課 (高齢者支援)

0551-23-4313 (直通)

Q:成年後見の申立てができる人は誰ですか？

A:本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長などに限られています。

Q:成年後見人はどのようなことをするのですか？

A:本人の財産を管理したり、契約などの法律行為を本人に代わって行います。ただし、スーパーなどでの日用品の買い物や実際の介護は一般に成年後見人の職務ではありません。

Q:申立ての期間と費用はどのくらいですか？

A:ケースにより一般的には期間は約2ヶ月、費用は切手、印紙代で5,000円～1万円です。鑑定を要する場合は別途、鑑定費用が5～10万円かかります。また、申立てを弁護士や司法書士に依頼すると、報酬がかかります。なお専門職後見人にも報酬がかかります。

Q:申立ては自分自身や親族でできますか？

A:申立て自体はそれほど難しいものではありませんので、専門職に頼まなくてもできないことはありません。ただし、集める書類は多いので、一般の方には負担がかかります。

そんな時は、韮崎市成年後見制度中核機関がサポートしますのでご相談ください。